

北海道教育委員会と北海道文教大学との連携に関する協定書

北海道教育委員会と北海道文教大学（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携協力を行うことにより、北海道の教育及び北海道文教大学における教育・研究の充実を通じて、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）教職の魅力向上に関すること
- （2）幼児教育及び学校教育の振興に関すること
- （3）施設・人材の活用に関すること
- （4）その他両者で合意された事項

（連絡会議）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるため、両者に連絡調整の窓口を設置し、両者が協議するための場として連絡会議を開催することができる。

（秘密保持）

第4条 両者は、この協定に基づく連携・協力事項の実施を通じて、お互いが知り得た公知ではない研究情報等については、第三者に開示し、または漏洩しないものとする。

（費用）

第5条 両者は、第2条に定める事項の実施に当たり、両者が共同で実施する事項については、相互の施設・設備の使用料を徴収しないものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保有する。

令和5年（2023年）10月19日

北海道教育委員会教育長

北海道文教大学学長

